

「平成27年度四国地方公共工事情質確保推進協議会」

幹事会の開催について

平成17年4月に施行された「公共工事情質確保の促進に関する法律」に基づき、四国における公共工事情質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的に、国・県・市町村等で平成18年7月に「四国地方公共工事情質確保推進協議会」を設立し、国、県等が連携して自治体への支援施策に取り組んできたところです。

昨年6月に、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の育成、確保のため、品確法の改正並びに関連する入契法、建設業法の改正がなされ、品確法については、平成27年1月に運用指針が定められました。

各発注者が運用指針に沿った発注関係事務に取り組めるよう平成27年2月に、協議会に「県部会」を設置し発注者間の連携を一層強化したところです。

この度、平成27年度の幹事会を下記のとおり開催しますのでお知らせいたします。今回の幹事会では、改正品確法「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえて、平成27年度の取り組み内容を協議するほか、意見交換を行う予定です。

記

1. 日時：平成27年9月2日（水） 13：30～15：30
2. 場所：高松サポート合同庁舎 13F 1306、1307会議室
3. 議事次第：別添のとおり

平成27年8月27日

問い合わせ

四国地方公共工事情質確保推進協議会

【事務局】

国土交通省 四国地方整備局

企画部 工事情質調整官 宮脇 工 (内線3130)

技術管理課技術検査官 赤松 伸二 (内線3121)

TEL：087-851-8061

平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（幹事会）

日時：平成27年9月2日（水）
13:30～15:30

場所：高松サンポート合同庁舎
1306、1307

議 事 次 第（案）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）平成26年度までの取り組み状況について

（2）平成27年度の取り組み内容について

- ・発注者間の連携
- ・地方公共団体等への発注関係事務の支援等
- ・今後のスケジュール

（3）積算システムのアンケート結果について

（4）意見交換会

（5）その他

4. 閉 会

四国地方公共工事品質確保推進協議会(略称:四国品確協)の 取り組みについて

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み状況(設立時～)

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行

平成18年7月12日
四国地方公共工事
品質確保推進協議会設立
(略称:四国品確協)

<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等
→公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与

◎H20年度には他省庁等も加え、現在の体制に拡充(11国の機関、3特殊法人、4県、95市町村)

毎年度
協議会(幹事会)
を開催
協議会=6回、幹事会=7回

<会議での主な内容>
(1)総合評価方式の導入・拡大等
(2)発注者支援の具体的な施策展開
(3)地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
(4)協力体制の強化のために関係機関との連携
(5)その他前条の目的を達成するために必要な事項

品質法に基づく取り組み
四国品確協の活動

平成26年6月4日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(公布・施行)

現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進

平成26年7月16日 四国品確協 幹事会 開催

平成26年9月30日 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)」(閣議決定)

平成27年1月26日 四国品確協 協議会 開催

品質法第22条「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)」(1/30策定)

四国品確協 各県部会発足 2/12徳島県、2/2香川県、2/4愛媛県、2/5高知県

平成27年4月1日 品質法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

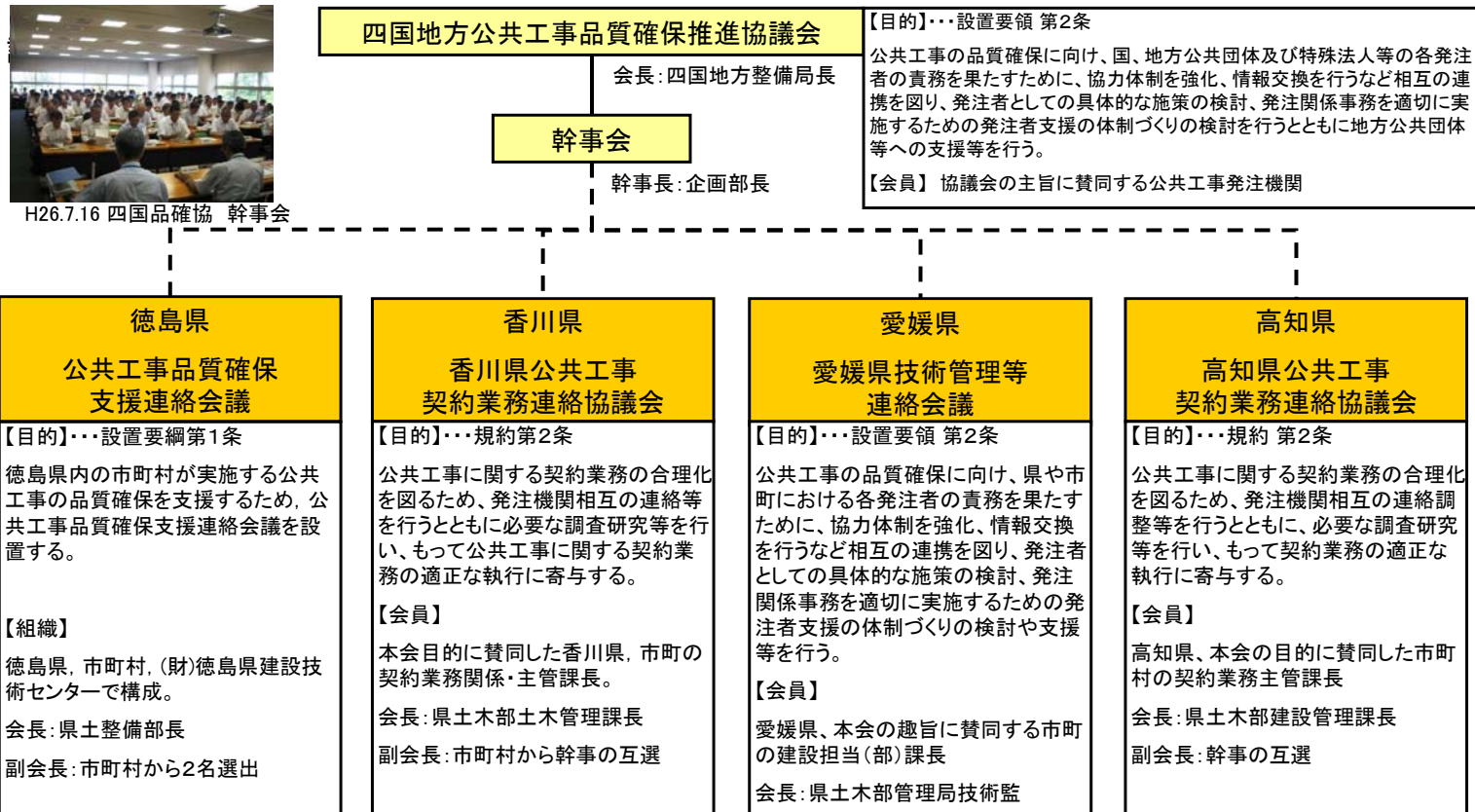
平成27年度 各県部会開催 5/20徳島県、5/18香川県、7/10愛媛県、7/23高知県

改正品質法第二十二条に基づく
運用指針の策定

運用指針の
運用開始

各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施

これまで各県の既存協議会等を活用して、自治体発注担当者等を対象に、四国地整より公共工物品質確保推進に関する必要な情報提供・意見交換、県からは入札契約制度の県の取組等についての説明を実施。



四国地方公共工物品質確保推進協議会(略称:四国品確協) 設置要領の改正

要領改正:平成27年1月26日施行

◆改正品確法の主旨を反映した目的に改正(【目的】第2条、【業務】第3条)

◆発注者間の連携を一層強化するため、協議会に『県部会』を設置(【県部会】第7条)

【目的】…第2条
本協議会は、現在及び将来の公共工物品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たすことを目的として、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。
【会員】 協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関

【業務】…第3条
(1)各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
(2)発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
(3)発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
(4)地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

【県部会】…第7条
第7条 協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県の部会(以下「県部会」という)を置く。
2 県部会に、部会長を置く。
3 部会長は、会務を総理し、県部会を代表する。



「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たすことを目的として、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- (2) 発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- (3) 発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- (4) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(県部会)

第7条 協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県の部会（以下「県部会」という）を置く。

- 2 県部会に、部会長を置く。
- 3 部会長は、会務を総理し、県部会を代表する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 付則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。
- 付則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。
- 付則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。
- 付則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。
- 付則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。
- 付則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。
- 付則 この要領は、平成27年1月26日から施行する。

別紙1

第4条関係（委員）

（1）会長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委員：国土交通省 四国地方整備局次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長

林野庁 四国森林管理局 計画保全部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部次長

徳島県 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

別紙2

第6条 関係(幹事)

- (1) 幹事長：国土交通省 四国地方整備局 企画部長
- (2) 幹事：国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官
企画部 総括技術検査官
総務部 契約管理官
建政部 建設産業調整官
建政部 都市調整官
河川部 河川調査官
道路部 地域道路調整官
港湾空港部 事業計画官
営繕部 営繕調査官
- 農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長
林野庁 四国森林管理局 計画保全部 治山課長
環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長
高等裁判所 高松高等裁判所 事務局 会計課長
財務省 四国財務局 総務部 会計課長
財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官
徳島県 県土整備部 副部長
農林水産部 農山村整備課長
香川県 土木部 次長
農政水産部 農村整備課長
愛媛県 土木部 技術監
農林水産部 農業振興局 農地整備課長
高知県 土木部 土木技術監兼建設検査長
農業振興部 農業基盤課長
市町村 担当部課長等
西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

【オブザーバー】

- 国土交通省 四国運輸局
第五管区海上保安本部
警察庁 四国管区警察局
経済産業省 四国経済産業局
(独) 水資源機構